

食器消毒保管庫購入仕様書

1 適用

本仕様書は、「食器消毒保管庫購入」に適用する。

2 目的

この契約は、発注者（以下「甲」という。）が、栄養科にある食器消毒保管庫等は2008年度製となり、故障時の対応が困難になっていることから、受注者（以下「乙」という。）から購入することを目的とする。

3 履行場所

町田市旭町二丁目15番41号 町田市民病院

4 履行期限

契約締結日から2026年11月30日まで

5 購入物品仕様

更新機器（参考）

項目	仕様	数量	単位
食器消毒保管庫等			
食器消毒保管庫	ISC-W50JW-EF W : 2180 D : 950 H : 1880	1	台
食器消毒保管庫	ISC-W40JW-EF W : 1745 D : 950 H : 1880	1	台
食器消毒保管庫	ISC-W20JW-EF W : 900 D : 950 H : 1880	2	台
器具消毒保管庫	ISCK-12JW-EF W : 900 D : 750 H : 1880	1	台
撤去設置作業		1	式
電源接続作業		1	式

6 納品方法

(1) 調達対象物品の搬入、据付等のスケジュール及び内容については、担当職員と別途協議の上決定する。

搬入、据付等の作業時間は、平日 18 : 00 ~ 4 : 00 までとする。

- (2) 納品は、履行場所に搬入するものとする。
- (3) 梱包材は乙にて回収すること。

7 一般事項

- (1) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の搬出、廃棄処分に関しては、すべて受注者が行う。
- (2) 本機器の保証期間は、引き渡し日から 1 年間とし、故障等が発生した場合は受注者の負担にて、速やかに処置すること。
- (3) 調達対象物品の搬入、据付後、取扱者対象に取扱説明を行うこと。
- (4) 撤去品については、産業廃棄物管理票にて処理処分すること。

8 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 提出書類

受託者は、次の関係書類を提出すること。

- (1) 搬入出、据付スケジュール表 1 部
- (2) 取扱説明書 1 部
- (3) 作業報告書 1 部
- (4) 産業廃棄物管理票

10 契約代金の支払い

甲は、設置後、試運転完了をもって検査を行い、その結果合格と認めたあと、乙の請求に基づき代金を支払うものとする。

11 安全対策等

乙は、本契約を履行するにあたり関係法令を遵守し、甲及び第三者に損害

を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用は乙の責任において速やかに対処すること。

12 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙が協議して定めるものとする。